

令和6年第11回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年11月18日（月）午後1時27分から午後1時40分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 10名

欠席 農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	出席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	出席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
8番	阿部 庄一
9番	菅野 昌孝

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和6年第11回総会までの主な行事について

議案第44号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

会 長 　　ただいまより令和6年第11回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、8番 阿部庄一委員と9番 菅野昌孝職務代理にお願いします。

　　なお、欠席はありません。

　　それでは、次第4の議事に入ります。

　　報告第1号 令和6年第11回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 　　報告第1号 令和6年第11回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

　　10月18日、農地パトロール（4区）、町内において、川上委員、小野委員、事務局で実施しております。

　　10月24日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

　　10月26日、町功労表彰式が保健センターで、町三村合併70周年記念式典が農村環境改善センターで開催され、清野会長、私が出席しております。

　　11月5日、農業者年金業務後期研修会が福島市で開催され、常陸係長が出席しております。

　　11月6日、農地パトロール（1区）、町内において、永澤委員、横山（行）委員、鈴木委員、事務局で実施しております。

　　11月7日、町議会臨時会が役場で開催され、私に対応しております。

　　同じく11月7日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、横山（行）委員、目黒（文）委員、小野委員、八巻委員、事務局で調査を実施しております。

　　11月14日、農業委員会視察研修を那須塩原市ほかにおいて、農業委員8名、推進委員9名、事務局が出席しております。

　　11月15日、福島県下農業委員会大会が郡山市で開催され、農業委員8名、推進委員9名、事務局が参加しております。

　　以上でございます。

会 長 　　ただ今事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

　　[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。
議案第44号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から4番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第44号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から4番をご説明いたします。2ページをご覧ください。

これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

1番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

貸借期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アールあたり5,000円となっております。

2番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

貸借期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アールあたり5,000円となっております。

3番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

貸借期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アールあたり5,000円となっております。

4番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

貸借期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は藤崎前50番が10アールあたり米30kg、ほか3筆は無償となっております。

以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がありました。何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第44号 農用地利用集積計画（案）に係る意見につ

いて、利用権設定の1番から4番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

議案第44号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の5番は、目黒文夫委員の案件であるため、目黒文夫委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議が終了するまで退席をお願いします。

[目黒文夫委員 退席]

会 長 議案第44号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の5番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第44号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の5番をご説明いたします。

賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。

今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は1筆あたり米60kgとなっております。

以上でございます。

会 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」 の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第44号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の5番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

目黒文夫委員に関する案件の審議が終わりましたので、目黒文夫委員は席へ戻ってください。

[目黒文夫委員 着席]

会 長 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番は横山智委員の案件であるため、横山智委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議が終了するまで退席をお願いします

[横山智委員 退席]

会 長 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番をご説明いたします。3ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。取得する畑は譲受人の自宅の周辺であり取得後は野菜を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

以上でございます。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」 の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

横山智委員に関する案件の審議が終わりましたので、横山智委員は席へ戻ってください。

[横山智委員 着席]

会 長 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和6年第11回農業委員会総会を閉会いたします。